

# 仕 様 書

## 1 一般事項

- (1) 本仕様書は勝山市上下水道課（以下「発注者」という。）が発注する上水道区域漏水調査業務委託（以下「調査」という。）に適用する。
- (2) 受注者は業務の遂行に当たっては、発注者と協議し、指示を遵守するものとし、責任感を持ち、細心の注意を払い、万一疑義が生じた場合には直ちに発注者と緊密な連絡を取り、その指示又は承認を受けなければならない。
- (3) 本業務は、勝山市に於ける水道施設維持管理および有収率向上対策のため、発注者の指示する給水区域において配水管及び給水管（メーター２次側は漏水の有無の判断のみ）を対象に調査を行うことを目的とする。  
また、現存する地下漏水の早期発見およびそれに伴う水圧・音圧情報を収集する事により、施設の実態把握を行う。
- (4) 発注者は受注者に対し、調査業務に当たって必要な資料等は貸与するものとし、受注者は資料等の取扱いについては丁寧に扱い、業務完了後、発注者へ返却するものとする。また受注者は資料内容や個人情報、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (5) 調査の実施に当たっては、受注者は常時身分証明書を携帯するものとする。また、調査実施にあたり宅地（公有又は私有の土地）に立ち入る場合は、あらかじめ占有者に対して通知し、その目的を告げ了解を得なければならない。
- (6) 受注者は調査中、安全に留意し、危険防止の対策を十分に講ずるとともに、調査中及び調査のため第三者に損害を与えたときは、直ちに賠償の責務を負わなければならない。また、速やかに発注者に報告するものとする。
- (7) 調査の途中、発注者の都合その他により漏水調査の地域・内容等について一部変更する場合がある。
- (8) 本調査は、すべて請負者の責任において業務を行うこととする。従って仕様書に明示されていない事項でも、当然必要と思われる事項については、これを考慮し漏水調査を行いその結果を添付するものとする。
- (9) 本仕様書に定めていない事項については、当市監督職員（以下「監督職員」という。）との打合せによるものとする。

## 2 主任技術者

- (1) 受注者は調査業務における主任技術者を定め、業務計画書に記載するものとする。
- (2) 主任技術者は、契約書、図面、仕様書、現場説明に対する質問、回答書等に基づき調査業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 主任技術者は調査業務を行う上で、技術上の管理を行うために必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。
- (4) 主任技術者は調査主任技師を兼務することができる。

### 3 調査技術者

- (1) 受注者は、調査業務に従事する技術者を定め業務計画書に記載するものとする。
- (2) 調査技術者は、次の各号に定める職務内容の実務経験を有する者でなければならない。
  - ア 調査主任技師 : 調査業務及び漏水防止対策業務に精通し、業務の総括、計画、立案、指導を行い、実務経験を7年以上有する者。
  - イ 調査技師 : 漏水調査及び管路探知等の作業に習熟し、実務経験を3年以上有する者。
  - ウ 調査士 : 漏水調査及び管路探知等の作業を実施し、実務経験を1年以上有する者。

### 4 調査

- (1) 調査区分
  - 調査箇所 勝山市元町1丁目ほか 地係
  - 配水管延長 35.6km (市街地ポリエチレン管布設箇所)
  - 給水戸数 6,068戸
- (2) 調査内容
  - ア 配水管路・共用管路施設の確認
  - イ 音聴棒・漏水探知器による漏水探知調査
  - ウ 量水器の確認
  - エ その他(相関式)

### 5 実施要領

- (1) 許可申請及び安全管理
  - ア 受注者は業務の遂行に当たり、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他、関係法令等を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、その運用は受注者の責任において行わなければならない。
  - イ 受注者は本調査を実施するにあたり、速やかに所轄の警察署に道路使用許可申請を行い、その許可条件を遵守すること。
  - ウ 調査中は安全に留意し、自動車等の走行に対する危険を防止するため、カラーコーン、バリケードの設置及び安全ベスト等を常備着用するなどの安全対策を講ずるものとする。
- (2) 作業計画
  - ア 調査にあたっては、調査対象区域の概要を十分把握したうえ、必要に応じて監督職員と協議しながら業務推移の具体的計画を検討し、業務計画書を提出する。
  - イ 事前に資料が必要となった場合は、発注者にて準備する。
- (3) 現場下見調査
  - ア 調査対象区域の管路図と、現地との照合作業をする。

- イ 各現場作業が円滑に実施可能なように、十分現地を把握する。
- (4) 戸別音聴調査
  - ア 音聴棒を用いて、仕切弁・消火栓・止水栓・量水器を直接音聴する。
  - イ アの調査を行った後で判別できるように、量水器ボックスにスプレー（赤色）でマークする。
  - ウ アの作業を正確かつ効率的に実施できるよう不明管路については、管路探知器等を用いて調査する。
- (5) 路面音聴調査
  - ア 夜間、漏水探知器を用いて、管路埋設路面上を調査する。なお、調査時のピックアップの間隔は1 m以内とし、綿密に調査する。
  - イ アの調査を正確かつ効率的に実施できるように不明管路については、管路探知器等を用いて調査する。  
尚、通常の方法にての調査が困難な場合においては、相関式漏水探知装置を使用して調査を実施するものとする。
- (6) 確認調査
  - ア 戸別音聴調査、路面音聴調査でチェックした漏水擬似音をボーリングにより漏水の有無、漏水地点を決定する。また、ボーリング穴はレミファルト、ロードキャップ等で埋め戻すこと。
  - イ アの作業を正確かつ効率的に実施できるよう不明管路については、管路探知器を用いて調査する。
  - ウ 漏水地点の特定が困難な場合及び、ボーリングの際他の埋設物を破損する恐れのある場合は、監督職員との協議をもって適切な対策を講じる。
- (7) 再調査
  - ア 指摘した漏水位置の前後に漏水がなかった場合は、受注者は発注者の指示により無償で再調査するものとする。

## 6 提出書類

- (1) 契約締結後、速やかに提出する書類
  - ア 業務計画書（契約後 14 日以内）
  - イ 業務従事者名簿、経歴書
  - ウ 身分証明書発行願
- (2) 定期報告書類
  - ア 業務報告書（作業日報）
- (3) 随時提出書類
  - ア 漏水調査報告書（漏水箇所を発見した場合）
  - イ 打合せ簿
  - ウ 関係官公庁への届出書類等の写し
  - エ その他、発注者が指示するもの

(4) 業務完了後の提出書類

- ア 業務完了報告書
- イ 漏水分類表
- ウ 漏水箇所報告書
- エ 漏水調査業務日誌
- オ 現地調査記録表
- カ 調査、測定データ、写真
- キ 漏水位置図
- ク 今後の提案
- ケ その他発注者が必要とする書類

7 その他

- ア 作業期間中は、安全に留意し、業務を円滑迅速に処理すること。
- イ 作業開始時、終了時には監督職員に連絡すること。
- ウ 休日等に作業を行う必要がある場合は、監督職員まで申し出て許可を得ること。
- エ 資格を要する作業には、有資格者の名簿等を事前に提出し、承諾を得ること。

8 履行期限

契約締結日から令和8年8月28日までとする。

## 金額根拠

名称・規格	単位	数量	単価	金額	備考
直接調査費					
作業計画作成	km	35.60			
現場下見調査	km	35.60			
戸別音聴調査	戸	6068			
弁栓音聴調査	km	35.60			
路面音聴調査	km	35.60			
漏水確認調査	km	35.60			
報告書作成	式	1			
直接調査費計					
滞在費					
現場下見調査：ランクC	日	0.989			
戸別音聴調査：郊外村落	日	19.770			
路面音聴調査：郊外村落	日	5.934			
滞在費計					
直接調査費	式	1.0			
直接調査費	式	1.0			
間接調査費	式	1.0			
共通仮設費	式	1.0			
滞在費	式	1.0			
純調査費					
現場管理費	式	1.0			
調査原価					
一般管理費	式	1.0			
委託価格					
消費税相当額	式	1.0			
業務委託費					